

京都市都市計画審議会運営要綱の改正について 説明資料

京都市都市計画審議会運営要綱の改正について

(土地区画整理法第55条に規定する意見書の審査)

資料1 「京都市都市計画審議会運営要綱の改正について（土地区画整理法第55条に規定する意見書の審査）」説明資料

資料2 京都市都市計画審議会運営要綱改正案 など

京都市都市計画審議会運営要綱の改正について (土地区画整理法第55条に規定する意見書の審査)

平成30年7月
京都市

1

1 概 要(1)

<土地区画整理法第55条>

施行者が京都市の土地区画整理事業において



事業計画を決定又は変更するとき



- ① 利害関係者は、事業計画について、**意見書**を提出することができる
- ② **意見書**（※）は、**都市計画審議会に付議して、審議、採否を議決**
（※意見書は、都市計画手続の場合は「要旨」となるが、本手続の場合は「原文」を付議）
- ③ その前段に、**都市計画審議会で「意見書の内容の審査（=事前検討）」を実施 ⇒ 行政不服審査法の規定を準用**

1 概要(2)

地方自治法施行令の改正(H29.12.27 政令第322号)により

意見書

付議先

“府” 都市計画審議会

“市” 都市計画審議会

京都市都市計画審議会として「意見書の内容の審査(=事前検討)」手続を定める必要がある

事務局で、行政不服審査法の規定を準用し、「簡易、迅速かつ公正」な視点から
「意見書の内容の審査(=事前検討)」手続(案)を策定

本審議会において議決による了承 ⇒運営要綱を改正

3

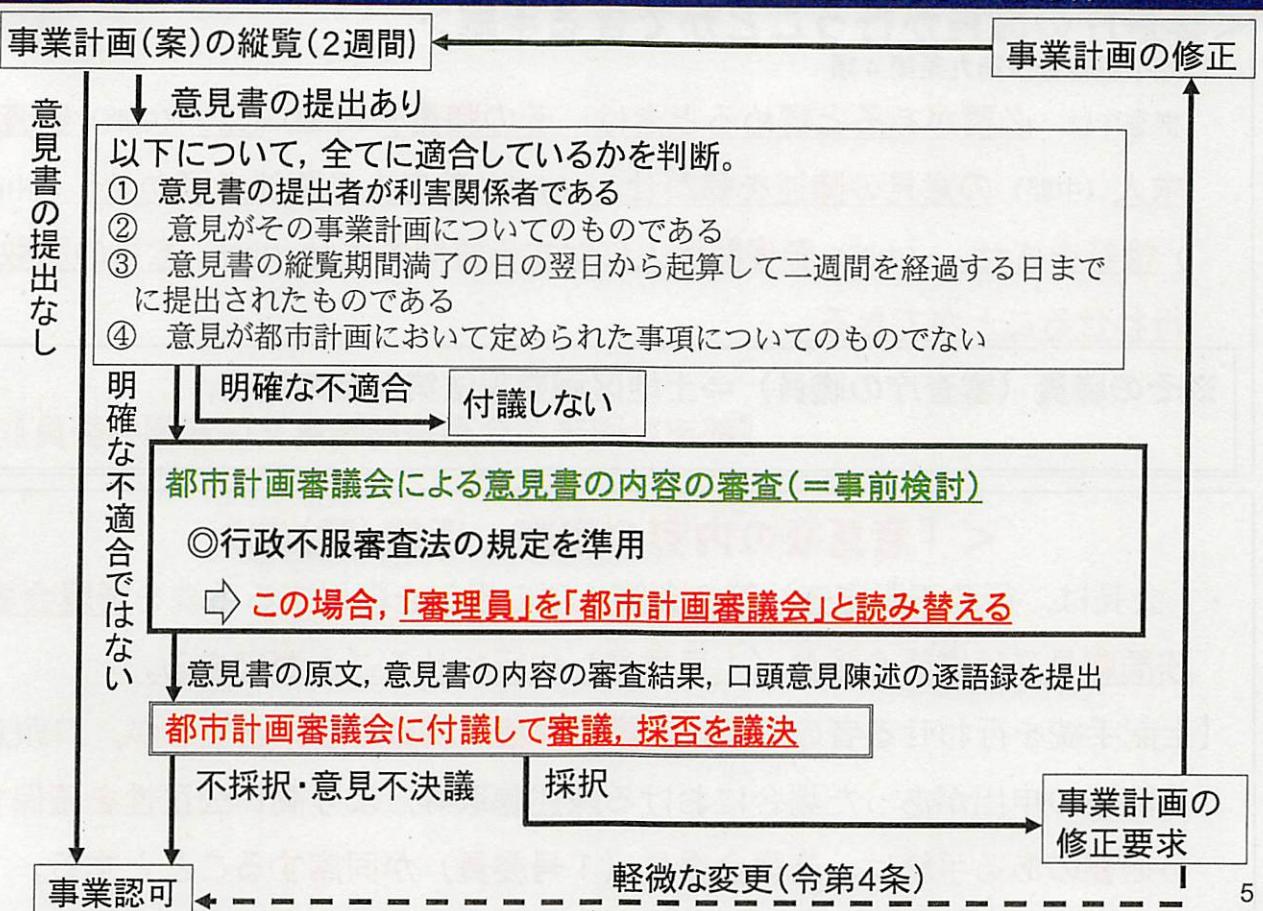
2 土地区画整理法第55条の意見書の審議実績

(府審議会に付議した本市施行の地区画整理事業(過去30年間))

審議会回次	開催日	地区名	施行者	意見書提出人数	口頭意見陳述人数
第75回 第76回	H2.10.11 H2.12.27	二条駅	京都市	2116	71
第85回 第87回	H5.9.10 H6.1.27	京都駅	京都市	1297	107
第113回	H14.1.24	伏見西部第五	京都市	3	—
第114回	H14.7.24	太秦東部	京都市	2	—
第121回	H18.5.29	伏見西部第五	京都市	1	—
第134回	H27.7.23	崇仁北部第一・第二	京都市	11	5

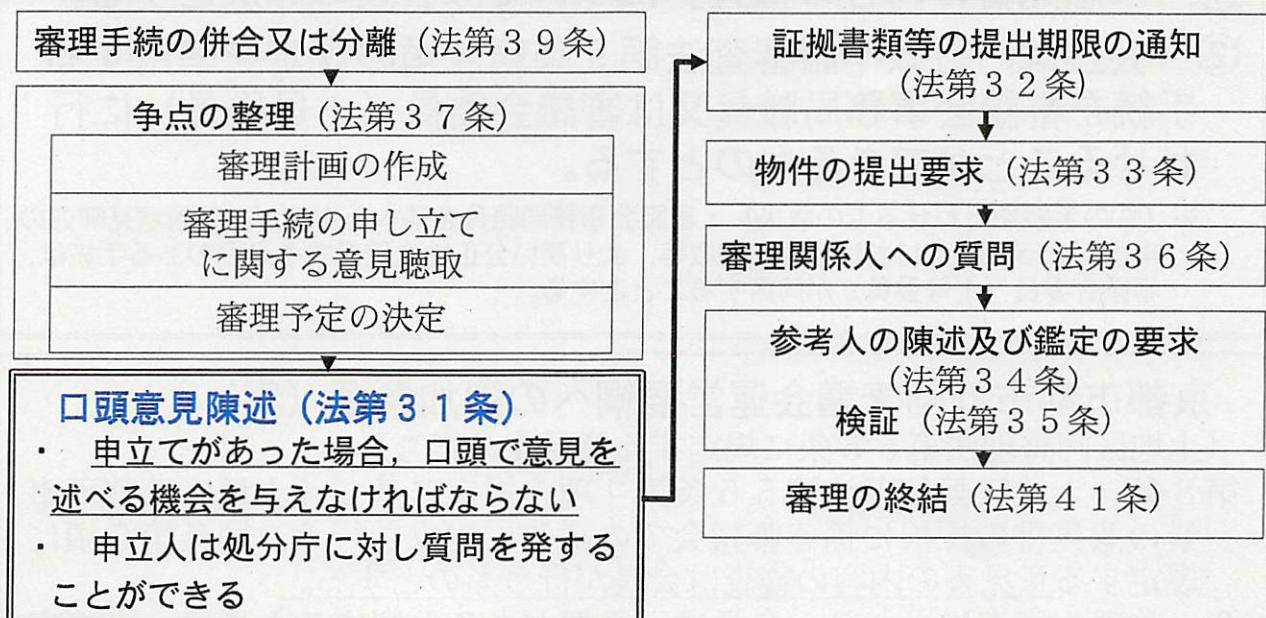
簡易、迅速かつ公正な審理の実現のため、審理手続の計画的な進行を図らなければならない。(行政不服審査法第二十八条より)

3 土地区画整理法第55条に規定する意見書の取扱い



4 「意見書の内容の審査」の流れ(行政不服審査法を準用)

「審理員」が行う手続 ⇒ 土地区画整理法第55条では「都市計画審議会」が行う



<「意見書の内容の審査」手続(案)①>

段階的に進めていく手続であり、「簡易、迅速かつ公正」の視点から、本審議会では、実施の適否の判断や取りまとめ方を、

会長の専決とする

5 審理の進め方

<審査庁の職員が行うことができる手続>

行政不服審査法第九条第4項

審査庁は、必要があると認めるときは、その職員※（中略）に、（中略）審査請求
求人（中略）の意見の陳述を聴かせ、（中略）参考人の陳述を聴かせ、（中略）
）検証をさせ、（中略）審理関係人に対する質問をさせ（中略）意見の聴取を
行わせることができる。

※その職員（審査庁の職員）⇒土地区画整理法第55条の場合、

『都市計画審議会事務局職員又は審議会委員』

<「意見書の内容の審査」手続(案)②>

- 会長は、行政不服審査法第9条第4項の規定を準用する手続を審議会事務局職員又は審議会委員（1号委員）に行わせることができる。

【上記手続を行わせる者の取扱】審議会事務局職員を基本とするが、口頭意見陳述の申出があった場合における陳述聴取等、より高い公正性を確保する必要のある手続は、審議会委員（1号委員）が同席することとする。 7

6 本審議会における「意見書の内容の審査」手続(案)

- 「意見書の内容の審査」については会長の専決とする。
- 会長は、行政不服審査法第9条第4項の規定を準用する手続を審議会事務局職員又は審議会委員（1号委員）に行わせることができるものとする。

※【②の手続を行わせる者の取扱】：審議会事務局職員を基本とするが、口頭意見陳述の申出があった場合における陳述聴取等、より高い公正性を確保する必要のある手続は、審議会委員（1号委員）が同席することとする。

京都市都市計画審議会運営要綱への追加条項（案）

（土地区画整理法第55条に規定する意見書の審査）

第8条 土地区画整理法第55条第4項の規定に基づく土地区画整理事業の意見書の採択に係る審議会での議決に先立ち行う、同条第5項に規定する意見書の内容の審査は会長が行うものとする。

- 前項の審査にあたり、会長は、必要があると認めるときは、京都市都市計画審議会条例第2条第2項第1号に定める委員又は庶務を行う職員に行政不服審査法第9条第4項の規定を準用する事務を行わせることができるものとする。

資料 2

京都市都市計画審議会運営要綱の改正について

説明資料 2

京都市都市計画審議会運営要綱の改正について
(土地区画整理法第 55 条に規定する意見書の審査について)

目次	P. 1～2 京都市都市計画審議会運営要綱 改正案
	P. 3 土地区画整理法第 55 条に規定する意見書の審査
	P. 4 意見書の審査の内容（準用する行政不服審査法の内容）
	P. 5～18 関係例規集

京都市都市計画審議会運営要綱（改正案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、京都市都市計画審議会条例施行規則第4条の規定に基づき、京都市都市計画審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

（会議の公開）

第2条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、公開とする。ただし、審議会が公開すべきでないと認める場合は、この限りでない。

2 会議の公開は、傍聴を認めることにより行う。

（会議の通知）

第3条 会長は、やむを得ない場合のほか、会議の3日前までに議案を添えて、会議の日時及び場所を委員並びに当該議事に関係のある臨時委員及び専門委員（以下「委員等」という。）に通知しなければならない。

（欠席）

第4条 委員等は、会議に出席できないときは、あらかじめ、その旨を会長に申し出なければならない。

（委員等の代理）

第5条 委員等の代理は認めない。ただし、京都市都市計画審議会条例第2条第2項第3号に規定する委員は、当該委員が属する機関の職員にその職務を行わせることができる。この場合においては、あらかじめその旨を会長に届け出なければならない。

（委員等以外の出席）

第6条 会長は、議案の調査審議のために必要と認めるときは、委員等以外の者を会議に出席させて意見を述べさせ、又は説明をさせることができる。

（会議録）

第7条 会議については、会議録を作成するものとする。

2 前項の会議録には、会長及びあらかじめ会長が指名する委員2名が署名するものとする。

3 第1項の会議録は、次の各号に掲げる事項を除き、公開するものとする。

(1) 審議会が公開すべきでないと認める事項

(2) その他公開することにより、公正又は円滑な議事運営が損なわれると会長が認める事項

（土地区画整理法第55条に規定する意見書の審査）

第8条 土地区画整理法第55条第4項の規定に基づく土地区画整理事業の意見書の採択に係る審議会での議決に先立ち行う、同条第5項に規定する意見書の内容の審査は会長が行うものとする。

2 前項の審査にあたり、会長は、必要があると認めるときは、京都市都市計画審議会条

例第2条第2項第1号に定める委員又は庶務を行う職員に行政不服審査法第9条第4項の規定を準用する事務を行わせることができるものとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めのない事項は、そのつど会長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成13年8月30日から施行する。
- 2 第7条の規定は、この要綱の施行の日以後に開催される審議会について適用する。

附 則

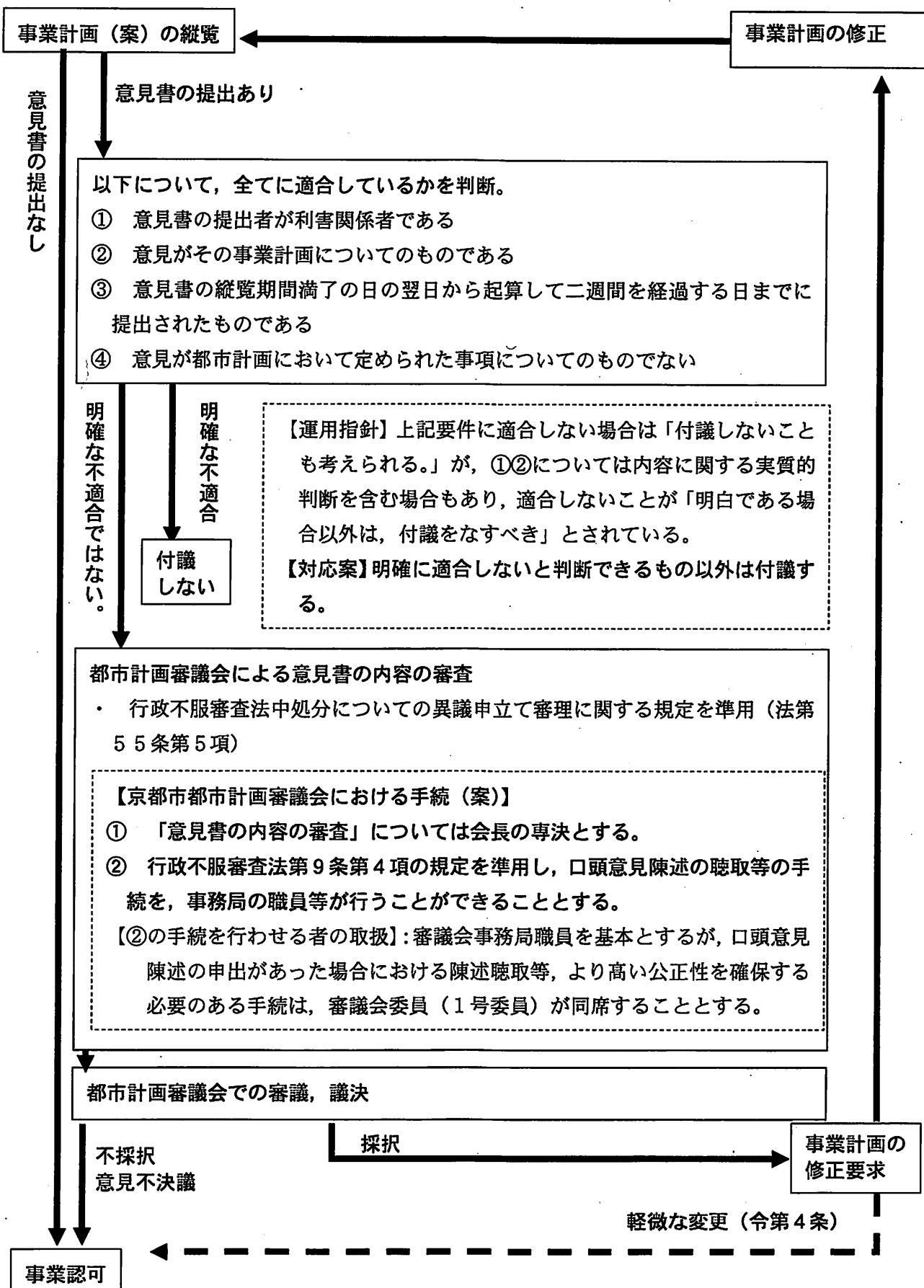
- 1 この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

[参考]

京都市都市計画審議会条例（抄）
(平成12年3月31日条例第67号)
(組織)

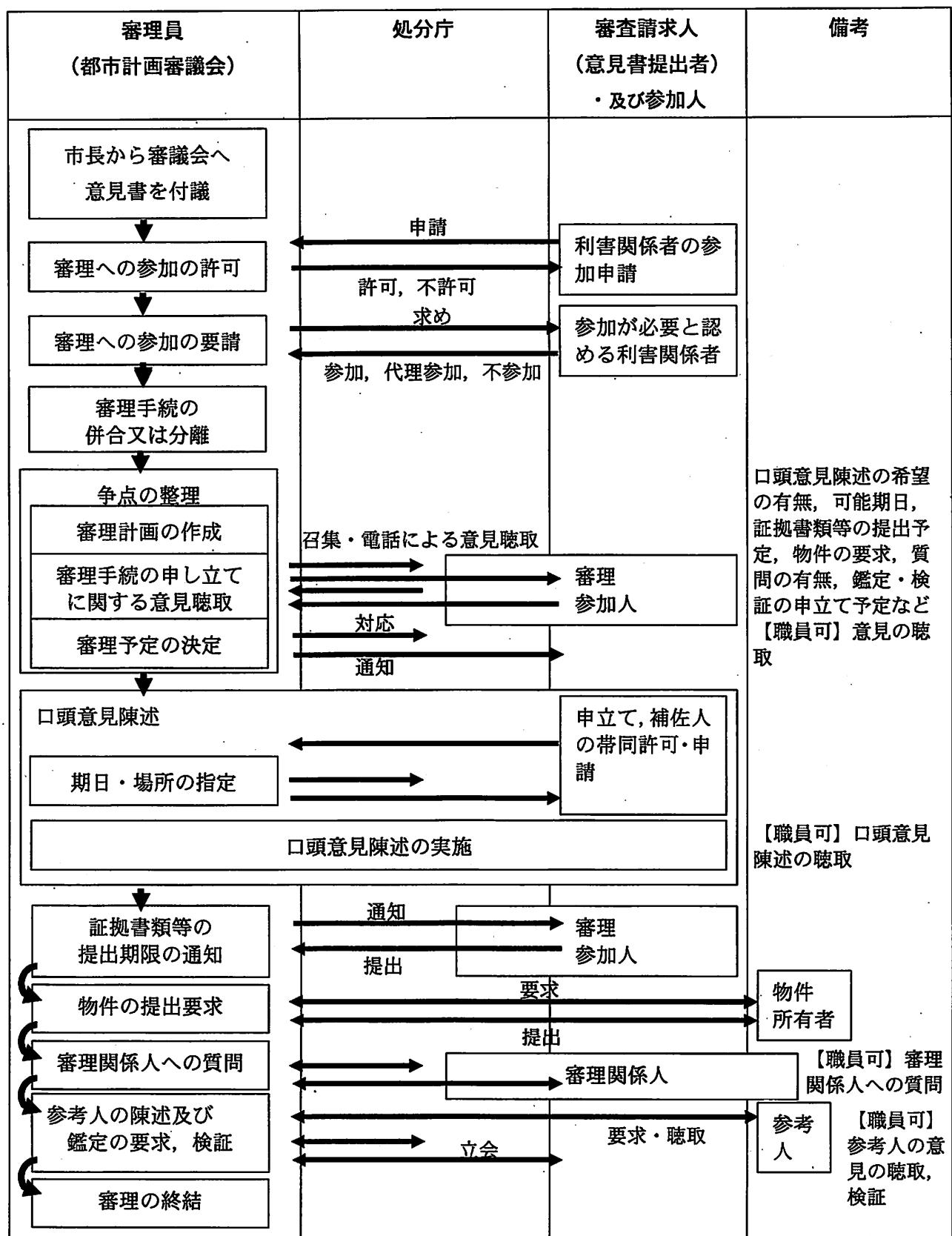
- 第2条 審議会は、委員28人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
- (1) 学識経験のある者 11人以内
 - (2) 市議会議員 12人以内
 - (3) 国の関係行政機関又は京都府の職員 3人以内
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、本市の区域内に住所を有する者で市長が特に必要と認めるもの 2人以内

土地区画整理法第55条に規定する意見書の審査【フロー図】



意見書の内容の審査（準用する行政不服審査法の内容）

意見書の内容の審査の大まかな事務手続の流れ



関係例規集

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）

※ [赤字角括弧] は地方自治法施行令第百七十四条の三十九第1項による大都市特例

(赤字括弧) は同条第3項による読み替え（今回改正）

第五十五条 都道府県又は市町村が第五十二条第一項の事業計画を定めようとする場合においては、都道府県知事又は市町村長は、政令で定めるところにより、事業計画を二週間公衆の縦覧に供しなければならない。この場合においては、市町村長は、あらかじめ、その事業計画を都道府県知事【指定市の市長】に送付しなければならない。

- 2 利害関係者は、前項の規定により縦覧に供された事業計画について意見がある場合においては、縦覧期間満了日の翌日から起算して二週間を経過する日までに、都道府県知事【指定市の市長】に意見書を提出することができる。ただし、都市計画において定められた事項については、この限りでない。
- 3 都道府県知事【指定市の市長】は、前項の規定により意見書の提出があつた場合においては、これを都道府県都市計画審議会（市都市計画審議会）に付議しなければならない。
- 4 都道府県知事は、都道府県都市計画審議会（市都市計画審議会）が前項の意見書の内容を審査し、その意見書に係る意見を採択すべきであると議決した場合においては、都道府県が（指定市が）定めようとする事業計画については自ら必要な修正を加え、市町村が定めようとする事業計画についてはその市町村に対し必要な修正を加えるべきことを求め、都道府県都市計画審議会（市都市計画審議会）がその意見書に係る意見を採択すべきでないと議決した場合においては、その旨を意見書を提出した者に通知しなければならない。
- 5 前項の規定による意見書の内容の審査については、行政不服審査法第二章第三節（第二十九条、第三十条、第三十二条第二項、第三十八条、第四十条、第四十一条第三項及び第四十二条を除く。）の規定を準用する。この場合において、同節中「審理員」とあるのは、「都道府県都市計画審議会（市都市計画審議会）」と読み替えるものとする。
- 6 都道府県知事【指定市の市長】又は市町村が第四項の規定により事業計画に修正を加えた場合（政令で定める軽微な修正を加えた場合を除く。）においては、その修正に係る部分について、更に第一項から本項までに規定する手続を行うべきものとする。
- 7 第五十二条第一項に規定する認可を申請する場合においては、施行地区（施行地区を工区に分ける場合においては、施行地区及び工区。以下この条において同じ。）及び設計の概要を表示する図書を提出しなければならない。
- 8 國土交通大臣又は都道府県知事【指定市の市長】は、第五十二条第一項に規定する認可をした場合においては、遅滞なく、國土交通大臣にあつては関係市町村長に、都道府県知事【指定市の市長】にあつては國土交通大臣及び関係市町村長に前項の図書の写しを送付しなければならない。
- 9 都道府県又は市町村が第五十二条第一項の事業計画を定めた場合においては、都道府県知事【指定市の市長】又は市町村長は、遅滞なく、國土交通省令で定めるところにより、施行者の名称、事業実施期間、施行地区その他國土交通省令で定める事項を公告しなければならない。
- 10 市町村長は、前項の公告の日から第百三条第四項の公告の日まで、政令で定めるところにより、第八項の図書を当該市町村の事務所において公衆の縦覧に供しなければならない。

- 11 都道府県又は市町村は、第九項の公告があるまでは、事業計画をもつて第三者に対抗することができない。
- 12 都道府県又は市町村は、第五十二条第一項の事業計画において定めた設計の概要の変更をしようとする場合（政令で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。）においては、その変更について、都道府県にあつては国土交通大臣の、市町村にあつては都道府県知事の認可を受けなければならない。
- 13 第一項から第七項までの規定は、第五十二条第一項の事業計画を変更しようとする場合（政令で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。）について、第八項の規定は、設計の概要の変更の認可をした場合について、第九項から第十一項までの規定は、同条第一項の事業計画の変更をした場合について準用する。この場合において、第七項及び第八項中「第五十二条第一項」とあるのは「第五十五条第十二項」と、第七項中「を表示する」とあるのは「についての変更を表示する」と、第九項中「を公告し」とあるのは「についての変更に係る事項を公告し」と、第十一項中「事業計画をもつて」とあるのは「事業計画の変更をもつて」と読み替えるものとする。

（大都市等の特例）

第一百三十六条の三 この法律中都道府県知事の権限に属する事務で政令で定めるものは、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条において「中核市」という。）においては、政令で定めるところにより、指定都市又は中核市（以下この条において「指定都市等」という。）の長が行うものとする。この場合においては、この法律中都道府県知事に関する規定は、指定都市等の長に関する規定として指定都市等の長に適用があるものとする。

土地区画整理法施行令（昭和三〇年 三月三一日政令第 四七号）

（意見書の内容の審査の方法）

第三条の二

（第1項略）

2 法第五十五条第五項（同条第十三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）において準用する行政不服審査法第三十一条第一項本文の規定による意見の陳述については行政不服審査法施行令第八条の規定を、法第五十五条第五項において準用する行政不服審査法第三十七条第二項の規定による意見の聴取については同令第九条の規定を、それぞれ準用する。この場合において、同令第八条及び第九条中「審理員」とあるのは「都道府県都市計画審議会」と、同令第八条中「総務省令」とあるのは「国土交通省令」と読み替えるものとする。

（第3・4項略）

第四条 事業計画の修正又は変更のうち法第五十五条第六項、第六十九条第五項若しくは第七十一条の三第十項又は第三十九条第二項、第五十一条の十第二項、第五十五条第十三項、第六十九条第十項（事業計画を変更しようとする場合に係る部分に限る。）若しくは第七十一条の三第十五項に規定する政令で定める軽微な修正又は変更は、次に掲げるものとする。

- 一 都市計画において定められた都市施設その他の事項で当該都市計画の変更に伴うもの
- 二 都市計画において定められた都市施設に関する都市計画事業の認可若しくは承認又はその変更に伴うもの
- 三 施行地区の変更に伴う設計の概要の変更で、施行地区から除外される区域についての設計を廃止したにとどまると認められるもの
- 四 事業施行期間の修正又は変更
- 五 幅員四メートル以下の道路の廃止又は当該道路に代わるべき道路で幅員四メートル以下のもの的新設
- 六 道路又は水路の起点又は終点の修正又は変更を伴わない位置の修正又は変更で、修正又は変更後の道路又は水路の中心線の当初事業計画において定めようとし、又は定めた中心線からの振れが当該道路又は水路の幅員以下のもの
- 七 道路の幅員の縮小で、縮小後の道路の幅員が四メートル未満とならず、かつ、当初事業計画において定めようとし、又は定めた幅員から二メートル以下を減ずることとなるもの
- 八 公園、広場又は緑地の区域の縮小で、縮小された区域の面積の合計が当該施設の当初事業計画において定めようとし、又は定めた面積からその十分の一を減ずることとならないもの
- 九 資金計画の修正又は変更

（第2・3項略）

（大都市等の特例）

第七十七条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）において、法第百三十六条の三の規定により、指定都市の市長が行う事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百七十四条の三十九に定めるところによる。

2 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この項において「中核市」という。）において、法第百三十六条の三の規定により、中核市の市長が行う事務については、地方自治法施行令第百七十四条の四十九の十八に定めるところによる。

土地区画整理法施行規則（昭和三十年建設省令第五号）

(地方公共団体施行及び国土交通大臣施行に関する公告事項)

第四条 法第五十五条第九項及び第六十九条第七項に規定する国土交通省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 土地区画整理事業の名称
 - 二 事務所の所在地
 - 三 事業計画の決定の年月日
- 2 法第五十五条第十三項において準用する同条第九項及び法第六十九条第十項において施行規程又は事業計画を変更した場合の公告について準用する同条第七項に規定する国土交通省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。
- 一 土地区画整理事業の名称及び事務所の所在地（これらの事項に関して変更がなされた場合においては、その変更前のものとする。）並びに事業計画の決定の年月日
 - 二 前項各号（第三号を除く。）に掲げる事項に関して変更がなされた場合においては、その変更の内容
 - 三 変更の年月日

(公告の方法)

第四条の四 法第九条第三項（法第十条第三項及び第十三条第四項において準用する場合を含む。）、第十一条第八項、第二十一条第三項若しくは第四項、第三十九条第四項若しくは第五項、第四十五条第五項、第五十一条の九第三項（法第五十一条の十第二項、第五十一条の十一第二項及び第五十一条の十三第四項において準用する場合を含む。）、第五十五条第九項（同条第十三項において準用する場合を含む。）、第六十九条第七項（同条第十項において準用する場合を含む。）又は第七十一条の三第十一項（同条第十五項において準用する場合を含む。）の公告は、官報、公報その他所定の手段により行わなければならない。

(意見書の内容の審査の方法)

第四条の五 (第1項略)

2 令第三条の二第二項において準用する行政不服審査法施行令第八条に規定する方法によつて口頭意見陳述（法第五十五条第五項（同条第十三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）において準用する行政不服審査法第三十一条第二項に規定する口頭意見陳述をいう。）の期日における審理を行う場合には、審理関係人（法第五十五条第五項において準用する行政不服審査法第二十八条に規定する審理関係人をいう。以下この項において同じ。）の意見を聴いて、当該審理に必要な装置が設置された場所であつて都道府県都市計画審議会が相当と認める場所を、審理関係人ごとに指定して行う。

(第3項、第4項略)

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）

※H30.1.1 施行の条文に H29.12.27 政令第 322 号改正反映

第一百七十四条の三十九 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の規定により、指定都市が処理する土地区画整理事業に関する事務は、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）及び土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）の規定により、都道府県が処理することとされている事務（同法第三条第四項若しくは第五項又は第三条の二若しくは第三条の三の規定により都道府県若しくは国土交通大臣又は独立行政法人都市再生機構若しくは地方住宅供給公社が施行する土地区画整理事業に係る事務並びに同法第四十一条第四項（同法第七十八条第四項及び第百十条第七項において準用する場合を含む。）の規定による滞納処分の認可、同法第三条第四項の規定により指定都市が施行する土地区画整理事業に係る同法第五十二条、第五十五条第十二項、第八十六条及び第九十七条の規定による認可並びに同法第五十五条第四項（同条第十三項において準用する場合を含む。）の規定による修正の要求並びに同法第百二十七条の二第一項の規定による審査請求の裁決で指定都市がした処分に係るものに関する事務を除く。）とする。この場合においては、次項及び第三項において特別の定めがあるものを除き、同法及び同令中都道府県に関する規定（前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。）は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。

2 前項の場合においては、土地区画整理法第四条第一項後段、第十条第一項後段、第十一条第五項、第十三条第一項後段、第十四条第一項後段（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第三項後段、第三十九条第一項後段、第四十五条第二項後段、第五十一条の二第一項後段（同法第五十一条の十一第二項において準用する場合を含む。）、第五十一条の十第一項後段、第五十一条の十三第一項後段、第五十五条第一項後段、第八十六条第二項並びに第九十七条第一項後段の規定は、これを適用しない。

3 第一項の場合においては、土地区画整理法第九条第三項、第二十一条第三項、第三十九条第四項及び第五十一条の九第三項中「国土交通大臣及び関係市町村長に」とあるのは「国土交通大臣に」と、同法第十一条第七項中「国土交通省令で定めるところにより、施行地区を管轄する市町村長を経由して」とあるのは「国土交通省令で定めるところにより」と、同法第二十条第一項中「施行地区となるべき区域（同項に規定する認可の申請にあつては、施行地区）を管轄する市町村長に、当該事業計画を二週間公衆の縦覧に供させなければならない」とあるのは「当該事業計画を二週間公衆の縦覧に供しなければならない」と、同法第二十九条第一項中「組合は、施行地区を管轄する市町村長を経由して」とあるのは「組合は」と、同法第五十一条の八第一項中「施行地区となるべき区域を管轄する市町村長に、当該規準及び事業計画を二週間公衆の縦覧に供させなければならない」とあるのは「当該規準及び事業計画を二週間公衆の縦覧に供しなければならない」と、同法第五十五条第四項中「都道府県知事は」とあるのは「指定都市の市長は」と第五十五条第三項から第五項までの規定中「都道府県都市計画審議会」とあるのは「市町村都市計画審議会」と、同条第四項及び同法第百三条第四項中、「都道府県が」とあるのは「指定都市が」と、同法第七十五条中「区画整理会社は都道府県知事及び市町村長」とあるのは「区画整理会社は指定都市の市長」と、「国土交通大臣及び都道府県知事」とあるのは「国土交通大臣」と、同法第百三条第三項中「区画整理会社、市町村」とあるのは「区画整理会社」と、同条第四項中「都道府県知事は」とあるのは「指定都市の市長は」と、「都道府県が」とあるのは「指定都市が」と、同法第百二十三条第一項中「都道府県知事は個人施行者、組合、区画整理会社又は市町村に対し、市町村長

は」とあるのは「指定都市の市長は」と、土地区画整理法施行令第一条の二中「第九条第三項（法第十一条第三項において準用する場合を含む。）、第二十一条第三項、第三十九条第四項、第五十一条の九第三項（法第五十一条の十第二項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第四条第一項、第十条第一項、第十四条第一項若しくは第三項、第三十九条第一項、第五十一条の二第一項又は第五十一条の十第一項の規定による認可をした場合においては、遅滞なく、施行地区又は設計の概要を表示する図書を公衆の縦覧に供する旨、縦覧場所及び縦覧時間を公告した上で、その図書を公衆の縦覧に供し、法」と、
同令第三条の二第二項中「都道府県都市計画審議会」とあるのは「市町村都市計画審議会」とする。

- 4 指定都市がその事務を処理するに当たつては、地方自治法第二百五十二条の十九第二項の規定により、土地区画整理法第五十五条第四項（同条第十三項において準用する場合を含む。）の規定による都道府県知事の修正の要求に関する規定並びに同法第八十六条第一項及び第九十七条第一項の規定による都道府県知事の認可に関する規定を適用せず、同法第五十二条第一項及び第五十五条第十二項の規定による都道府県知事の認可については、これらの認可に代えて国土交通大臣の認可を要するものとする。

政令第三百二十二号

地方自治法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条及び第二百五十二条の十九第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第一百五十八条第一項に次の一号を加える。

七第一号及び第二号に掲げる歳入に係る延滞金並びに第三号から前号までに掲げる歳入に係る遅延損害金

第一百七十四条の三十九第二項中「これを」を削り、

同条第三項中「第五十五条第四項中「都道府県知事は」とあるのは「指定都市の市長は」と、「第五十五条第三項から第五項までの規定中「都道府県都市計画審議会」とあるのは「市町村都市計画審議会」と、同条第四項及び同法第百三条第四項中」に改め、

「、同条第四項中「都道府県知事は」とあるのは「指定都市の市長は」と、「都道府県が」とあるのは「指定都市が」と」を削り、

「法」の下に「と、同令第三条の二第二項中「都道府県都市計画審議会」とあるのは「市町村都市計画審議会」」を加え、

同条第四項中「規定は、これ」を「規定」に改める。

附則

（施行期日）

1 この政令は、公布の日から施行する。ただし、第一百七十四条の三十九第三項の改正規定及び次項の規定は、平成三十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この政令による改正後の地方自治法施行令第一百七十四条の三十九第三項の規定は、地方自治法施行令第一百七十四条の三十九第一項の規定により地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この項において「指定都市」という。）に適用があるものとされる土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第五十五条第一項の規定による事業計画の縦覧の開始の日（以下この項において「縦覧開始日」という。）が前項ただし書に規定する規定の施行の日（以下この項において「一部施行日」という。）以後である土地区画整理事業に係る指定都市の事務の処理について適用し、縦覧開始日が一部施行日前である土地区画整理事業に係る指定都市の事務の処理については、なお従前の例による。

行政不服審査法 抄（平成二十六年法律第六十八号）

- ※ 二重取り消し線部は土地区画整理法第55条第5項の括弧書きの規定により、意見書の内容の審査において準用しない条項
- ※ また、同項の規定する「審理員」の読み替え規定、並びに、同条第136条の3、同令第77条及び地方自治法施行令第174条の39に規定する大都市の特例により、「審理員」を「審理員 [=市都市計画審議会]」と置き換えている。

(審理員)

第九条 第四条又は他の法律若しくは条例の規定により審査請求がされた行政庁（第十四条の規定により引継ぎを受けた行政庁を含む。以下「審査庁」という。）は、審査庁に所属する職員（第十七条に規定する名簿を作成した場合にあっては、当該名簿に記載されている者）のうちから第三節に規定する審理手続（この節に規定する手続を含む。）を行う者を指名するとともに、その旨を審査請求人及び処分庁等（審査庁以外の処分庁等に限る。）に通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに掲げる機関が審査庁である場合若しくは条例に基づく処分について条例に特別の定めがある場合又は第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合は、この限りでない。

- 一 内閣府設置法第四十九条第一項若しくは第二項又は国家行政組織法第三条第二項に規定する委員会
 - 二 内閣府設置法第三十七条若しくは第五十四条又は国家行政組織法第八条に規定する機関
 - 三 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百三十八条の四第一項に規定する委員会若しくは委員又は同条第三項に規定する機関
- 2 審査庁が前項の規定により指名する者は、次に掲げる者以外の者でなければならない。
- 一 審査請求に係る処分若しくは当該処分に係る再調査の請求についての決定に関与した者又は審査請求に係る不作為に係る処分に關与し、若しくは關与することとなる者
 - 二 審査請求人
 - 三 審査請求人の配偶者、四親等内の親族又は同居の親族
 - 四 審査請求人の代理人
 - 五 前二号に掲げる者であった者
 - 六 審査請求人の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人
 - 七 第十三条第一項に規定する利害関係人
- 3 審査庁が第一項各号に掲げる機関である場合又は同項ただし書の特別の定めがある場合においては、別表第一の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとし、第十七条、第四十条、第四十二条及び第五十条第二項の規定は、適用しない。
- 4 前項に規定する場合において、審査庁は、必要があると認めるときは、その職員（第二項各号（第一項各号に掲げる機関の構成員にあっては、第一号を除く。）に掲げる者以外の者に限る。）に、前項において読み替えて適用する第三十一条第一項の規定による審査請求人若しくは第十三条第四項に規定する参加人の意見の陳述を聴かせ、前項において読み替えて適用する第三十四条の規定による参考人の陳述を聴かせ、同項において読み替えて適用する第三十五条第一項の規定による検証をさせ、前項にお

いて読み替えて適用する第三十六条の規定による第二十八条に規定する審理関係人に対する質問をさせ、又は同項において読み替えて適用する第三十七条第一項若しくは第二項の規定による意見の聴取を行わせることができる。

第二章 審査請求

第三節 審理手続

(審理手続の計画的進行)

第二十八条 審査請求人、参加人及び処分庁等（以下「審理関係人」という。）並びに審理員[=市都市計画審議会]は、簡易迅速かつ公正な審理の実現のため、審理において、相互に協力するとともに、審理手続の計画的な進行を図らなければならない。

(弁明書の提出)

第二十九条 審理員は、審査序から指名されたときは、直ちに、審査請求書又は審査請求録取書の写しを処分庁等に送付しなければならない。ただし、処分庁等が審査序である場合には、この限りでない。

2 審理員は、相当の期間を定めて、処分庁等に対し、弁明書の提出を求めるものとする。

3 処分庁等は、前項の弁明書に、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載しなければならない。

一 処分についての審査請求に対する弁明書 処分の内容及び理由

二 不作為についての審査請求に対する弁明書 処分をしていない理由並びに予定される処分の時期、内容及び理由

4 処分庁が次に掲げる書面を保有する場合には、前項第一号に掲げる弁明書にこれを添付するものとする。

一 行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二十四条第一項の調書及び同条第三項の報告書

二 行政手続法第二十九条第一項に規定する弁明書

5 審理員は、処分庁等から弁明書の提出があったときは、これを審査請求人及び参加人に送付しなければならない。

(反論書等の提出)

第二十条 審査請求人は、前条第五項の規定により送付された弁明書に記載された事項に対する反論を記載した書面（以下「反論書」という。）を提出することができる。この場合において、審理員が、反論書を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

2 参加人は、審査請求に係る事件に関する意見を記載した書面（第四十条及び第四十二条第一項を除き、以下「意見書」という。）を提出することができる。この場合において、審理員が、意見書を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

3 審理員は、審査請求人から反論書の提出があったときはこれを参加人及び処分庁等に、参加人から意見書の提出があったときはこれを審査請求人及び処分庁等に、それぞれ送付しなければならない。

(口頭意見陳述)

第三十一条 審査請求人又は参加人の申立てがあった場合には、審理員[=市都市計画審議会]は、当該申立てをした者（以下この条及び第四十一条第二項第二号において「申立人」という。）に口頭で審査請求に係る事件に関する意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、当該申立人の所在その他の事情により当該意見を述べる機会を与えることが困難であると認められる場合には、この限りでない。

2 前項本文の規定による意見の陳述（以下「口頭意見陳述」という。）は、審理員[=市都市計画審議会]が期日及び場所を指定し、全ての審理関係人を招集してさせるものとする。

3 口頭意見陳述において、申立人は、審理員[=市都市計画審議会]の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

4 口頭意見陳述において、審理員[=市都市計画審議会]は、申立人のする陳述が事件に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することができる。

5 口頭意見陳述に際し、申立人は、審理員[=市都市計画審議会]の許可を得て、審査請求に係る事件に關し、処分庁等に対して、質問を発することができる。

(証拠書類等の提出)

第三十二条 審査請求人又は参加人は、証拠書類又は証拠物を提出することができる。

2 処分庁等は、当該処分の理由となる事実を証する書類その他の物件を提出することができる。

3 前二項の場合において、審理員 [=市都市計画審議会] が、証拠書類若しくは証拠物又は書類その他の物件を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。
(物件の提出要求)

第三十三条 審理員 [=市都市計画審議会] は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、書類その他の物件の所持人に対し、相当の期間を定めて、その物件の提出を求めることができる。この場合において、審理員 [=市都市計画審議会] は、その提出された物件を留め置くことができる。

(参考人の陳述及び鑑定の要求)

第三十四条 審理員 [=市都市計画審議会] は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、適当と認める者に、参考人としてその知っている事実の陳述を求め、又は鑑定を求めることができる。

(検証)

第三十五条 審理員 [=市都市計画審議会] は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、必要な場所につき、検証をすることができる。

2 審理員 [=市都市計画審議会] は、審査請求人又は参加人の申立てにより前項の検証をしようとするときは、あらかじめ、その日時及び場所を当該申立てをした者に通知し、これに立ち会う機会を与えなければならない。

(審理関係人への質問)

第三十六条 審理員 [=市都市計画審議会] は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、審査請求に係る事件に関し、審理関係人に質問することができる。

(審理手続の計画的遂行)

第三十七条 審理員 [=市都市計画審議会] は、審査請求に係る事件について、審理すべき事項が多数であり又は錯綜そう しているなど事件が複雑であることその他の事情により、迅速かつ公正な審理を行うため、第三十一条から前条までに定める審理手続を計画的に遂行する必要があると認める場合には、期日及び場所を指定して、審理関係人を招集し、あらかじめ、これらの審理手続の申立てに関する意見の聴取を行うことができる。

2 審理員 [=市都市計画審議会] は、審理関係人が遠隔の地に居住している場合その他相当と認める場合には、政令で定めるところにより、審理員 [=市都市計画審議会] 及び審理関係人が音声の送受信により通話をすることができる方法によって、前項に規定する意見の聴取を行うことができる。

3 審理員 [=市都市計画審議会] は、前二項の規定による意見の聴取を行ったときは、遅滞なく、第三十一条から前条までに定める審理手続の期日及び場所並びに第四十一条第一項の規定による審理手続の終結の予定時期を決定し、これらを審理関係人に通知するものとする。当該予定時期を変更したときも、同様とする。

(審査請求人等による提出書類等の閲覧等)

第二十八条 審査請求人又は参加人は、第四十一条第一項又は第二項の規定により審理手続が終結するまでの間、審理員に対し、提出書類等（第二十九条第四項各号に掲げる書面又は第三十二条第一項若しくは第三十二条の規定により提出された書類その他の物件をいう。次項において同じ。）の閲覧（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）にあっては、記録された事項を審査序が定める方法により表示したものの閲覧）又は当該書面若しくは当該書類の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審理員は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるととき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

2 審理員は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る提出書類等の提出人の意見を聽かなければならぬ。ただし、審理員が、その必要がないと認めるときは、この限り

- でない。
- ③ 審理員は、第一項の規定による開覽について、日時及び場所を指定することができる。
- ④ 第一項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。
- ⑤ 審理員は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、前項の手数料を減額し、又は免除することができる。
- ⑥ 地方公共団体（都道府県、市町村及び特別区並びに地方公共団体の組合に限る。以下同じ。）に所属する行政庁が審査庁である場合における前二項の規定の適用については、これらの規定中「政令」とあるのは、「条例」とし、國又は地方公共団体に所属しない行政庁が審査庁である場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「政令で」とあるのは、「審査庁が」とする。

（審理手続の併合又は分離）

第三十九条 審理員 [=市都市計画審議会] は、必要があると認める場合には、数個の審査請求に係る審理手続を併合し、又は併合された数個の審査請求に係る審理手続を分離することができる。

（審理員による執行停止の意見書の提出）

第四十条 審理員は、必要があると認める場合には、審査庁に対し、執行停止をすべき旨の意見書を提出することができる。

（審理手続の終結）

第四十一条 審理員 [=市都市計画審議会] は、必要な審理を終えたと認めるときは、審理手続を終結するものとする。

2 前項に定めるもののほか、審理員 [=市都市計画審議会] は、次の各号のいずれかに該当するときは、審理手続を終結することができる。

一 次のイからホまでに掲げる規定の相当の期間内に、当該イからホまでに定める物件が提出されない場合において、更に一定の期間を示して、当該物件の提出を求めたにもかかわらず、当該提出期間内に当該物件が提出されなかったとき。

イ 第二十九条第二項 弁明書

ロ 第三十条第一項後段 反論書

ハ 第三十条第二項後段 意見書

二 第三十二条第三項 証拠書類若しくは証拠物又は書類その他の物件

ホ 第三十三条前段 書類その他の物件

二 申立人が、正当な理由なく、口頭意見陳述に出頭しないとき。

3 審理員が前二項の規定により審理手続を終結したときは、速やかに、審理関係人に対し、審理手続を終結した旨並びに次条第一項に規定する審理員意見書及び事件記録（審査請求書、弁明書その他審査請求に係る事件に関する書類その他の物件のうち政令で定めるものをいう。同条第二項及び第四十二条第二項において同じ。）を審査庁に提出する予定時期を通知するものとする。当該予定期間を変更したときも、同様とする。

（審理員意見書）

第四十二条 審理員は、審理手続を終結したときは、遅滞なく、審査庁がすべき裁決に関する意見書（以下「審理員意見書」という。）を作成しなければならない。

2 審理員は、審理員意見書を作成したときは、速やかに、これを事件記録とともに、審査庁に提出しなければならない。

別表第一（第九条関係）（抜粋）

第二十八条	審理員	審査庁
第三十一条第一項	審理員	審査庁
第三十一条第二項	審理員 審理関係人	審査庁 審理関係人（処分庁等が審査庁である場合にあっては、審査請求人及び参加

		人。以下この節及び第五十条第一項第三号において同じ。)
第三十一条第三項から第五項まで、第三十二条第三項、第三十三条から第三十七条まで、第三十八条第一項から第三項まで及び第五項、第三十九条並びに第四十一条第一項及び第二項	審理員	審査庁

行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）

※ 地区区画整理法施行令第3条の2第2項の規定する「審理員」及び「総務省令」の読み替え規定、並びに、同条第136条の3、同令第77条及び地方自治法施行令第174条の39に規定する大都市の特例により、「審理員」を「審理員 [=市都市計画審議会]」と、「総務省令」を「総務省令 [=国土交通省令]」と置き換えている。

(映像等の送受信による通話の方法による口頭意見陳述等)

第八条 審理員 [=市都市計画審議会] は、口頭意見陳述の期日における審理を行う場合において、遠隔の地に居住する審理関係人があるとき、その他相当と認めるときは、総務省令 [=国土交通省令] で定めるところにより、審理員及び審理関係人が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、審理を行うことができる。

(通話者等の確認)

第九条 審理員は、法第三十七条第二項の規定による意見の聴取を行う場合には、通話者及び通話先の場所の確認をしなければならない。